

東北文教大学学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 東北文教大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。

- 2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本学の設置する各学部学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

（位置）

第2条 本学を山形県山形市大字片谷地字谷地515番地に置く。

（自己評価等）

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検および評価結果ならびに本学職員以外の者による検証に関する事項は別に定める。

第2章 組 織

（学部等）

第4条 本学において設置する学部および学科ならびにその学生定員は、次のとおりとする。

人間科学部

子ども教育学科	入学定員 70 人	3 年次編入学定員 5 人	収容定員 290 人
人間関係学科	入学定員 60 人	3 年次編入学定員 5 人	収容定員 250 人

（図書館）

第5条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第6条 本学に、学長、教授、事務職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長、学部長、学科長、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 6 学科長は、当該学部長の指揮を受けて当該学科に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 7 教授、准教授、講師及び助教は、教育・研究に従事し、学生の指導に当たり、学部・学科の管理運営に参画する。
- 8 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 その他、教職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第7条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第8条 教授会は、教授、准教授、講師、助教その他学長が必要と認める者をもって組織する。

(教授会の招集等)

第9条 学長は、教授会を招集しその議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

- 2 学長は、教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日から60日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の成立要件)

第10条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(運営規程への委任)

第11条 この章に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期および休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 開学記念日

2 夏期、冬期および春期休業に関しては、別に定める。

3 前二項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

第6章 学部通則

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年（再入学、編入学または転入学の場合は、それぞれの規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することはできない。

第7章 入学、再入学、編入学および転入学、転学科

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし再入学、編入学および転入学、転学科の場合は、学期の始めとすることがある。

(入学資格)

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第19条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに保証人連署による誓約書を添えて、所定の入学手続きをとらなければならない。

2 前項の入学の手続きを完了した者に、教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(保証人)

第22条 前条の保証人は、学生の保護者またはこれに代わる者で、当該学生について在学中の一切の責任を負うものとする。

2 保証人を変更したとき、または保証人が転居したときは、直ちに届出なければならない。

(再入学)

第23条 願いにより本学を退学した者または第47条の規定により除籍された者が、退学または除籍後5年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者で既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。
- 3 再入学の場合の入学検定料およびその他必要な手続きは、別に定める。

(編入学および転入学)

第24条 本学に編入学および転入学を希望する者については、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が入学を許可することがある。

- 2 前項により入学できる者の資格、既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、別に定める。
- 3 編入学および転入学の場合の入学検定料およびその他の必要な手続きは、別に定める。

(転学科)

第25条 転学科を希望する者については、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

- 2 前項により転学科を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、別に定める。
- 3 転学科に関する必要な手続きは、別に定める。

第8章 教育課程および履修方法

(授業科目およびその単位数)

第26条 開設する科目およびその単位数は別表第1のとおりとする。

(授業の期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の方法)

第28条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習または実技のいずれか、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業において、メディアを利用して行うことがある。

(履修すべき科目の登録)

第29条 学生は、毎学年度の当初に当該学年において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することまたは単位

取得することはできない。

3 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については別に定める。

(単位の認定)

第30条 履修した授業科目の単位の認定は、試験、論文または研究報告その他これらに準ずる方法（以下「試験等」という）により行う。

(他の大学等または短期大学における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で教授会の審議を経て、学長は本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長は単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第1項および第2項と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前における既修得単位の認定)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、教授会の審議を経て、学長は入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長は単位を与えることができる。

3 前2項の単位数は、編入学または転入学、転学科の場合を除き、本学において修得した単位数以外のものについては、第31条第1項および第2項ならびに前条第1項により修得したものとみなす単位数を合わせて60単位を超えないものとする。

(試験)

第34条 試験の時期は、原則として学期末または学年末とする。

(学習の評価)

第35条 試験等の評価は、上位よりS、A、B、C、Dをもって表示し、C以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第36条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容もって構成することを標準とし、授業方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各項の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

(卒業の要件)

第38条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第1に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第39条 前条の要件を満たした者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前条の要件を満たした者が、卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。
- 3 卒業延期に関し、必要な事項は別に定める。

(学位の授与)

第40条 前条により卒業した者には、教授会の審議を経て、次の区分に従い、学長が学位を授与する。

学 科	学 位
子ども教育学科	学士(教育学)
人間関係学科	学士(人間関係学)

(資格の取得)

第41条 本学において取得することができる資格および免許状の種類は次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
子ども教育学科	小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、社会福祉主任用資格、知的障害者福祉司任用資格、学校図書館司書教諭
人間関係学科	社会福祉士国家試験受験資格、認定心理士(心理調査)、認定心

理士、司書、準デジタル・アーキビスト、社会福祉主事任用資格、
身体障害者福祉司任用資格、知的障害者福祉司任用資格

- 2 小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表第2)
- 3 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表第3)
- 4 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
(授業科目名・単位数は別表4)
- 5 日本心理学会認定心理士(心理調査)及び認定心理士の資格を得ようとする者は、社団法人日本心理学会が定める科目及び単位を履修しなければならない。
(授業科目名・単位数は別表第5-1、別表第5-2)
- 6 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、学則第38条の卒業要件を充足し、社会福祉法第19条第1項第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。
- 7 知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第38条の卒業要件を充足し、知的障害者福祉法第14第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。
- 8 学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、別表第2に定められた小学校教諭一種免許状取得のために必要な単位を修得するとともに、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表第6)
- 9 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉に関する科目を定める省令に定められた指定科目等及び単位を修得しなければならない。
(授業科目名・単位数は別表第7)
- 10 司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。
(授業科目名・単位数は別表第8)
- 11 準デジタル・アーキビストの資格を取得しようとする者は、日本デジタル・アーキビスト資格認定機構の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表第9)
- 12 身体障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第38条の卒業要件を充足し、身体障害者福祉法第12条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。

第9章 休学、復学、転学、留学、退学および除籍

(休 学)

- 第42条 傷病その他やむを得ない事由で2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。
- 2 前項の休学が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
 - 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。
 - 4 休学の期間は、1年以内とし、特別な事由があると認められた場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。ただし、通算して4年を超えることはできない。
 - 5 休学の期間は在学年数に加えない。

(復 学)

- 第43条 休学期間満了のとはまたは休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

- 第44条 他の大学に転学を希望する場合は、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(留 学)

- 第45条 外国の大学または短期大学に留学しようとする場合は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

- 2 前項により留学した期間は、教授会の審議を経て学長が認めた場合には第15条に定める修業年限に含めることができる。

(退 学)

- 第46条 退学しようとする者は、その事由を記して保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除 籍)

- 第47条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第42条第5号に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 無届のまま長期欠席した者
- (4) 学納金等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

(表 彰)

第48条 学生として表彰すべき行為があったときは、教授会の審議を経て、学長がその者を表彰する。

(懲 戒)

第49条 教育上必要があると認めた場合は、学生を、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 厚生保健

(健康管理)

第50条 学生は、定期的に行う健康診断を受けるほか、隨時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

- 2 厚生並びに保健に関する施設およびその利用方法については、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講生、社会人学生および外国人留学生

(研究生)

第51条 本学において、専攻事項について研究しようとする者があるときは、授業および研究に妨げのない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第53条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が特別聴講生として履修を許可す

ることがある。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

第54条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第55条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第13章 入学検定料、入学金および学納金等

(入学検定料、入学金および学納金等)

第56条 入学検定料、入学金および学納金等の額は、別表第10のとおりとする。

2 入学金は、第21条第1項に規定する入学手続きを行うときに指定する期日までに納付しなければならない。

3 学納金は、毎年これを前期、後期の2回に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

(学納金の免除、徴収の猶予または分納)

第57条 特別の事情があると認めたものについては、入学金、学納金等の全部または一部を免除し、徴収を猶予し、または分納を許可することがある。

(退学等の場合の学納金等)

第58条 前期または後期の途中において退学した者、転学した者または除籍された者は、当該学期の学納金等を全額納入しなければならない。

2 停学の場合は、その期間中の学納金を納入しなければならない。

(休学の場合の学納金等)

第59条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学納金等を免除する。ただし、学期中途の場合、当該学期分の学納金等は納付しなければならない。

(復学の場合の学納金等)

第59条の2 学期の中途において復学した者は、復学した当該学期分の学納金等を復学した月の末日までに納付しなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の学納金等)

第 5 9 条の 3 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該学期までの学納金等を納付するものとする。

(入学を辞退する場合の入学金)

第 6 0 条 入学手続き完了後入学を辞退する者の入学金については、これを還付しない。

第 1 4 章 公開講座

(公開講座)

第 6 1 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 講座の内容に応じ、教授会の審議を経て、学長が受講者を第 1 2 章 5 1 条の科目等履修生に準ずる者とみなし、単位を与えることができる。

第 1 5 章 別 科

(別 科)

第 6 2 条 本学に別科を置く。別科は、東北文教大学人間科学部留学生別科と称する。

2 別科の入学定員は、25名とし、修業年限を1年とする。

3 別科は、大学等に入学を希望する外国人に対し、大学教育等を受けるに必要な日本語を教育し、あわせて必要な教科等の教育を行うことを目的とする。

4 別科の授業科目は、別表第 1 1 - 1 に定めるところにより、50単位以上修得しなければならない。

5 別科の検定料、入学金及び学納金については、別表第 1 1 - 2 のとおりとする。

6 別科に関する規程は別に定める。

7 別科に関し、前項の規定に定めのない事項については、別科の趣旨に反しない限り、この学則の規定を準用する。

第 1 6 章 改 正

(改正)

第 6 3 条 本学則の改正は、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得る。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 23 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 26 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、現に在学する学生は、学則別表第 1 及び別表第 3 に関しては従前の学則とする。

この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 28 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 29 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 30 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 31 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は、令和 3 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

別表第1 子ども教育学科

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考
			必修	選択	自由		
基礎教養	基礎ゼミ I	演習	1			30	基礎教育科目より16単位以上。ただしキャリア教育は含まない。 基礎教育科目(基礎教養)より4単位以上
	基礎ゼミ II	演習	1			30	
	言語表現の基礎	講義		2		30	
	文章表現の技術	講義		2		30	
	くらしと倫理学	講義		2		30	
	くらしと日本文学	講義		2		30	
	くらしと憲法	講義		2		30	
	くらしと経済	講義		2		30	
	世界の学校教育	講義		2		30	
	社会教育を考える	講義		2		30	
	生物学の探究	講義		2		30	
	環境と生物を考える	講義・実習		2		30	
	人間と宇宙を考える	講義		2		30	
	海外語学研修	実習		2		90	
基礎教育科目	英語 I	演習		1		30	
	英語 II	演習		1		30	
	英語コミュニケーション I	演習	1			30	
	英語コミュニケーション II	演習		1		30	
	韓国語 I	演習		1		30	
	韓国語 II	演習		1		30	
	中国語	演習		1		30	
	フランス語	演習		1		30	
体育	スポーツサイエンス I	講義・実技	1			30	
	スポーツサイエンス II	講義・実技		1		30	
情報処理	情報科学	講義		2		30	
	コンピュータ基礎演習	演習	1			30	
	コンピュータ応用演習	演習		1		30	
	マルチメディア演習	演習		1		30	
キャリア教育	キャリア教育A	演習		1		30	
	キャリア教育B	演習		1		30	
	キャリア教育C	演習		1		30	
	キャリア教育D	演習		1		30	
専門教育科目	幼児理解の理論と方法	講義		2		30	専門教育科目より22単位以上 専門教育科目(子どもの理解)より2単位以上
	発達心理学	講義	2			30	
	保育の心理学	演習		1		30	
	乳幼児心理学	講義		2		30	
	児童心理学	講義		2		30	
	子どもの保健 I A	講義		2		30	
	子どもの保健 I B	講義		2		30	
	子どもの保健 II	演習		1		30	
	子どもの食と栄養 I	演習		1		30	
	子どもの食と栄養 II	演習		1		30	

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考
			必修	選択	自由		
専門教育科目 保育・教育の基礎	保育原理	講義		2		30	専門教育科目(保育・教育の基礎 保育系)より4単位以上
	教育原理	講義	2			30	
	教職概論	講義		2		30	
	乳児保育Ⅰ	演習		1		30	
	乳児保育Ⅱ	演習		1		30	
	障害児保育Ⅰ	演習		1		30	
	障害児保育Ⅱ	演習		1		30	
	社会的養護Ⅰ	講義		2		30	
	社会的養護Ⅱ	講義		2		30	
	社会的養護内容Ⅰ	演習		1		30	
	社会的養護内容Ⅱ	演習		1		30	
	幼児と健康	演習		1		30	
	幼児と人間関係	演習		1		30	
	幼児と環境	演習		1		30	
	幼児と言葉	演習		1		30	
	幼児と身体表現	演習		1		30	
	幼児と造形表現	演習		1		30	
	幼児と音楽表現	演習		1		30	
	保育内容(健康)の指導法A	演習		1		30	
	保育内容(健康)の指導法B	演習		1		30	
	保育内容(人間関係)の指導法A	演習		1		30	
	保育内容(人間関係)の指導法B	演習		1		30	
	保育内容(環境)の指導法A	演習		1		30	
	保育内容(環境)の指導法B	演習		1		30	
	保育内容(言葉)の指導法A	演習		1		30	
	保育内容(言葉)の指導法B	演習		1		30	
	保育内容(表現)の指導法A	演習		1		30	
	保育内容(表現)の指導法B	演習		1		30	
	保育内容総論	演習		1		30	
教育系	国語Ⅰ(書写を含む)	講義	2			30	専門教育科目(保育・教育の基礎 教育系)より4単位以上
	国語Ⅱ	講義		2		30	
	社会Ⅰ	講義		2		30	
	社会Ⅱ	講義		2		30	
	算数Ⅰ	講義		2		30	
	算数Ⅱ	講義		2		30	
	理科Ⅰ	講義		2		30	
	理科Ⅱ	講義		2		30	
	生活Ⅰ	講義		2		30	
	生活Ⅱ	講義		2		30	
	音楽Ⅰ	演習		1		30	
	音楽Ⅱ	演習		1		30	
	音楽特修ⅠA	演習		1		30	
	音楽特修ⅠB	演習		1		30	
	音楽特修ⅠC	演習		1		30	

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考
			必修	選択	自由		
保育・教育の基礎	音楽特修ⅠD	演習		1		30	
	音楽特修ⅡA	演習		1		30	
	音楽特修ⅡB	演習		1		30	
	音楽特修ⅡC	演習		1		30	
	音楽特修ⅡD	演習		1		30	
	音楽特修ⅢA	演習		1		30	
	音楽特修ⅢB	演習		1		30	
	図画工作	演習		1		30	
	アートセラピー	演習		1		30	
	家庭Ⅰ	講義		2		30	
	家庭Ⅱ	講義		2		30	
	体育	演習		1		30	
	英語	演習		1		30	
	英語A	演習		1		30	
	英語B	演習		1		30	
	英語C	演習		1		30	
	英語D	演習		1		30	
専門教育科目	保育指導法	講義		2		30	専門教育科目(保育・教育の理解 保育系)より2単位以上
	児童家庭福祉	講義		2		30	
	児童文化論	講義		2		30	
	教育課程論	講義		2		30	
	教育制度論	講義		2		30	
	保育者論	講義		2		30	
	教育心理学	講義		2		30	
	教育の方法と技術	講義		2		30	
保育・教育の理解	国語科教育法A	演習		1		30	専門教育科目(保育・教育の理解 教育系)より2単位以上
	国語科教育法B	演習		1		30	
	社会科教育法	講義		2		30	
	算数科教育法A	演習		1		30	
	算数科教育法B	演習		1		30	
	理科教育法A	演習		1		30	
	理科教育法B	演習		1		30	
	生活科教育法	講義		2		30	
	音楽科教育法	講義		2		30	
	図画工作科教育法	講義		2		30	
	家庭科教育法	講義		2		30	
	体育科教育法	講義		2		30	
	道徳の理論・指導法	講義		2		30	
	総合的な学習の時間の指導法	演習		1		30	
	特別活動の指導法	演習		1		30	
	外国語(英語)教育法	講義		2		30	
	特別支援教育	演習		1		30	
	生徒・進路指導論	講義		2		30	

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考
			必修	選択	自由		
専門発展科目	心理学A	講義		2		30	専門発展科目より20単位以上 専門発展科目(人間と心理学の理解)より2単位以上
	心理学B	講義		2		30	
	知覚心理学	講義		2		30	
	学習心理学	講義		2		30	
	社会心理学	講義		2		30	
	心理統計学	講義		2		30	
	心理学基礎実験	実習		1		45	
	心理学実験A	実習			1	45	
	心理学実験B	実習			1	45	
	心理調査概論	講義		2		30	
	心理検査法	講義		2		30	
	心理検査法実習	実習		1		45	
人間と心理学の理解	臨床心理学	講義		2		30	専門発展科目(子育て支援)より4単位以上
	子育て支援実践	演習		1		30	
	教育相談	講義		2		30	
	育児文化論	講義		2		30	
	家族心理学	講義		2		30	
	家庭支援論	講義		2		30	
	社会福祉	講義		2		30	
	相談援助	演習		1		30	
地域社会の理解	男女共同参画社会	講義		2		30	専門発展科目(地域社会の理解)より4単位以上
	共生社会と宗教	講義		2		30	
	青少年問題と社会教育	講義		2		30	
	生涯学習概論	講義		2		30	
	高齢者との世代間交流	講義		2		30	
	防災・安全教育	講義		2		30	
保育・教育の実践	保育実習指導ⅠA	演習		1		30	どちらか一方を選択
	保育実習指導ⅠB	演習		1		30	
	保育実習ⅠA	実習		2		90	
	保育実習ⅠB	実習		2		90	
	保育実習指導ⅡA	演習		1		30	
	保育実習指導ⅡB	演習		1		30	
	保育実習ⅡA	実習		2		90	
	保育実習ⅡB	実習		2		90	どちらか一方を選択
	幼稚園教育実習指導Ⅰ	実習		1		45	
	幼稚園教育実習指導Ⅱ	実習		1		30	
	小学校教育実習事前事後指導	実習		1		30	
	幼稚園教育実習Ⅰ	実習		2		90	
	幼稚園教育実習Ⅱ	実習		2		90	

区分	科目名	授業形態	単位数			時間数	備考
			必修	選択	自由		
専門発展科目	小学校教育臨床体験	実習		1		45	
	保育臨床体験	実習		1		45	
	小学校教育実習	実習		4		180	
	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習		2		30	
	教職実践演習(小学校)	演習		2		30	
	野外活動	演習・実習			1	30	
	キャンプ概論	講義			1	15	
	野外レクリエーション	演習			1	30	
	野外活動ボランティア	実習			1	45	
保育・教育研究	小学校指導案研究	演習		1		30	
	心理学研究法	講義		2		30	
	幼小連携総論	講義		2		30	
	NIE	講義		2		30	
	課題研究	演習	2			30	
	卒業研究Ⅰ	演習	4			60	
	卒業研究Ⅱ	演習	4			60	
支援リア	小学校キャリア演習	演習		1		30	
	保育キャリア演習A	演習		1		30	
	保育キャリア演習B	演習		1		30	
	インターンシップ事前事後指導	演習		1		30	
	企業・NPOインターンシップ	実習		1		45	
リメディアル科目	社会科学基礎(言語・国語)	演習			1	30	
	社会科学基礎(社会)	演習			1	30	
	自然科学基礎(数学)	演習			1	30	
	自然科学基礎(理科)	演習			1	30	
	国際言語基礎(英語)	演習			1	30	

必修科目 : 基礎教育科目5科目5単位、専門教育科目3科目6単位、専門発展科目3科目10単位
(合計21単位)

選択必修科目 : 基礎教育科目 (基礎教養) 4単位以上、
専門教育科目 (子どもの理解) 2単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の基礎 保育系) 4単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の基礎 教育系) 4単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の理解 保育系) 2単位以上、
専門教育科目 (保育・教育の理解 教育系) 2単位以上、
専門発展科目 (人間と心理学の理解) 2単位以上、
専門発展科目 (子育て支援) 4単位以上、
専門発展科目 (地域社会の理解) 4単位以上、

卒業要件 : 基礎教育科目16単位以上 (含 必修:5単位、選択必修:4単位以上)
専門教育科目22単位以上 (含 必修:6単位、選択必修:14単位以上)
専門発展科目20単位以上 (含 必修:10単位、選択必修:10単位以上)
必修・選択必修科目58単位以上を取得し、かつ基礎教育科目、専門教育科目、専門発展科目から合わせて66単位以上、総計124単位以上を取得すること。

別表第1 人間関係学科

区分	科目	授業形態	単位			時間数	備考
			必修	選択	自由		
入門ゼミ	基礎ゼミ I	演習	1			30	基礎教育科目より33単位以上 基礎教育科目(基礎教養)より8単位以上、(地域事情)より4単位以上
	基礎ゼミ II	演習	1			30	
基礎教養	文章表現の技術	講義		2		30	
	くらしと倫理学	講義		2		30	
	くらしと文学	講義		2		30	
	くらしと憲法	講義		2		30	
	くらしと経済	講義		2		30	
	くらしと哲学	講義		2		30	
	日本語のしくみ	講義		2		30	
	ことばとコミュニケーション	講義		2		30	
	民俗と歴史	講義		2		30	
	社会学と社会システム	講義		2		30	
	環境と生物を考える	講義		2		30	
	生物学の探究	講義		2		30	
	人間と宇宙を考える	講義		2		30	
	英語 I	演習	1			30	
	英語 II	演習	1			30	
基礎教育科目	英語コミュニケーション I	演習		1		30	
	英語コミュニケーション II	演習		1		30	
	韓国語 I	演習		1		30	
	韓国語 II	演習		1		30	
	中国語 I	演習		1		30	
	中国語 II	演習		1		30	
	フランス語 I	演習		1		30	
	フランス語 II	演習		1		30	
	スポーツサイエンス I	講実		1		30	
	スポーツサイエンス II	講実		1		30	
情報処理	コンピュータ基礎演習	演習	1			30	
	情報倫理	講義	2			30	
	情報検索	演習		1		30	
	情報処理演習 I	演習		1		30	
	情報処理演習 II	演習		1		30	
	情報処理演習 III	演習		1		30	
	ネットワーク応用演習	演習		1		30	
	情報機器演習	演習		1		30	
図書館	生涯学習概論	講義		2		30	
	図書館概論	講義		2		30	
	図書館制度・経営論	講義		2		30	
	図書館情報技術論	講義		2		30	
地域事情	山形の歴史・文化	講義		2		30	
	山形の政治と行政	講義		2		30	
	山形の産業と経済	講義		2		30	
	山形のことばとくらし	講義		2		30	
	山形の信仰と伝承	講義		2		30	

区分		科目	授業形態	単位			時間数	備考
				必修	選択	自由		
基礎教育科目	海外事情	アメリカ事情	講義		2		30	専門教育科目より66単位以上 専門教育科目(中心科目)より6単位以上(人間関係プロジェクトA・B・Cより2単位以上) 専門教育科目(専門基盤科目)より22単位以上(人間の理解より8単位以上、関係の構築・調整より4単位以上)
		ヨーロッパ事情	講義		2		30	
		中国事情	講義		2		30	
		韓国事情	講義		2		30	
	海外研修	海外語学研修A (英語)	実習		2		90	
		海外語学研修B (韓国語)	実習		2		90	
		海外語学研修C (中国語)	実習		2		90	
	社会体験	ボランティア論	講義		2		30	
		ボランティア活動実践	実習		1		45	
		企業研究	講義		2		30	
		インターナシップ	実習		1		45	
専門教育科目	中心科目	人間関係論	講義	2			30	専門教育科目(中心科目)より6単位以上(人間関係プロジェクトA・B・Cより2単位以上)
		人間関係演習 I	演習	1			30	
		人間関係演習 II	演習	1			30	
		人間関係プロジェクトA (コミュニケーションと心理)	演習		1		30	
		人間関係プロジェクトB (福祉とコミュニケーション)	演習		1		30	
		人間関係プロジェクトC (心理と福祉)	演習		1		30	
	専門基盤科目	心理学概論 A	講義		2		30	専門教育科目(専門基盤科目)より22単位以上(人間の理解より8単位以上、関係の構築・調整より4単位以上、協働力より4単位以上)
		心理学概論 B	講義		2		30	
		教育心理学	講義		2		30	
		障害者・障害児心理学	講義		2		30	
		家族心理学	講義		2		30	
		福祉心理学	講義		2		30	
		心理調査概論	講義		2		30	
		現代社会心理	講義		2		30	
		多文化理解	講義		2		30	
		社会福祉調査の基礎	講義		2		30	
		障がい者福祉論	講義		2		30	
		児童福祉論	講義		2		30	
		高齢者福祉論	講義		2		30	
		医学概論	講義		2		30	
協働力	関係の構築・調整	関係構築の心理	演習		1		30	専門教育科目(専門基盤科目)より22単位以上(人間の理解より8単位以上、関係の構築・調整より4単位以上、協働力より4単位以上)
		産業・組織心理学	講義		2		30	
		社会・集団心理学	講義		2		30	
		メディアと人間関係	講義		2		30	
		文字表現論	講義		2		30	
		対話表現論	講義		2		30	
	協働力	地域と多文化	講義		2		30	専門教育科目(専門基盤科目)より22単位以上(人間の理解より8単位以上、関係の構築・調整より4単位以上、協働力より4単位以上)
		地域共生論	講義		2		30	
		異文化間コラボレーション	講義		2		30	
		保健医療と福祉	講義		2		30	
		社会福祉概論 I	講義		2		30	
		地域福祉論 I	講義		2		30	

区分		科目	授業形態	単位			時間数	備考
				必修	選択	自由		
専門教育科目	専門発展科目	グローバルコミュニケーション領域	くらしと地域	講義		2	30	専門教育科目(専門発展科目)より38単位以上(グローバルコミュニケーション領域、心理総合領域、福祉マネジメント領域のいずれかより20単位以上、「実践領域」の「グローバルコミュニケーション実践」「心理総合実践」「福祉マネジメント実践」のどれか1区分から4単位以上)
			地域政策論	講義		2	30	
			談話コミュニケーション論Ⅰ	講義		2	30	
			談話コミュニケーション論Ⅱ	講義		2	30	
			日本語学Ⅰ	講義		2	30	
			日本語学Ⅱ	講義		2	30	
			異文化論Ⅰ	講義		2	30	
			異文化論Ⅱ	講義		2	30	
			対照言語コミュニケーション論Ⅰ	講義		2	30	
			対照言語コミュニケーション論Ⅱ	講義		2	30	
			談話言語演習	演習		1	30	
			談話コミュニケーション演習	演習		1	30	
			地域言語演習	演習		1	30	
			地域言語コミュニケーション演習	演習		1	30	
			異文化演習	演習		1	30	
			異文化コミュニケーション演習	演習		1	30	
			言語理解演習	演習		1	30	
			対照言語コミュニケーション演習	演習		1	30	
			英語エクスプレッションスキル	講義		2	30	
			中国語エクスプレッションスキル	講義		2	30	
			韓国語エクスプレッションスキル	講義		2	30	
		心理総合領域	臨床心理学	講義		2	30	
			心理学研究法	講義		2	30	
			心理学統計法	講義		2	30	
			心理測定法	講義		2	30	
			人格心理学	講義		2	30	
			知覚心理学	講義		2	30	
			学習心理学	講義		2	30	
			神経心理学	講義		2	30	
			生理心理学	講義		2	30	
			キャリア発達の心理学	講義		2	30	
			健康・医療心理学	講義		2	30	
			発達心理学	講義		2	30	
			教育相談	講義		2	30	
			対人関係論	講義		2	30	
			対人行動論	講義		2	30	
			対人認知論	講義		2	30	
		福祉マネジメント領域	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義		2	30	
			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	講義		2	30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義		2	30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義		2	30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	講義		2	30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	講義		2	30	
			社会福祉概論Ⅱ	講義		2	30	
			地域福祉論Ⅱ	講義		2	30	

区分			科目	授業形態	単位			時間数	備考
専門教育科目	専門發展科目	福祉マネジメント領域	刑事司法と福祉	講義	必修	選択	自由		
			社会福祉施設運営論	講義		2		30	
			社会保障論Ⅰ	講義		2		30	
			社会保障論Ⅱ	講義		2		30	
			公的扶助論	講義		2		30	
			権利擁護と成年後見制度	講義		2		30	
	実践科目	グローバルコミュニケーション実践ユニット	英語エクスプレッション実践	演習		1		30	
			中国語エクスプレッション実践	演習		1		30	
			韓国語エクスプレッション実践	演習		1		30	
			国際コミュニケーションスキル	演習		1		30	
		心理学総合実践	マルチ言語プロジェクト	演習		2		30	
			プロジェクトツアーA	実習		2		90	
		福祉マネジメント実践	プロジェクトツアーB	実習		2		90	
			心理学基礎実験	実験		1		45	
			心理学実験A	実験		1		45	
			心理学実験B	実験		1		45	
			社会心理学調査実習	実習		1		45	
			心理検査法実習	実習		1		45	
			心理的アセスメント	講義		2		30	
			臨床心理学演習	演習		1		30	
			心理演習	演習		2		60	
	究卒科目	研究科目	社会福祉士演習Ⅰ	演習		1		30	
			社会福祉士演習Ⅱ	演習		1		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅳ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅴ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	実習		1		30	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	実習		1		30	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	実習		1		30	
	自由科目	リメディアル	ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習		2		90	
			ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習		4		180	
			課題研究	演習	1			30	
			卒業研究	演習	4			120	
			社会科学基礎（言語・国語）	演習			1	30	
	自由科目	に司書する資格	社会科学基礎（社会）	演習			1	30	
			自然科学基礎（数学）	演習			1	30	
			自然科学基礎（理科）	演習			1	30	
			国際言語基礎（英語）	演習			1	30	
			図書館サービス概論	講義			2	30	
			情報サービス論	講義			2	30	
			児童サービス論	講義			2	30	

区分	科目	授業形態	単位			時間数	備考
			必修	選択	自由		
自由科目	司書資格に係る科目	情報サービス演習A	演習		1	30	
		情報サービス演習B	演習		1	30	
		図書館情報資源概論	講義		2	30	
		情報資源組織論	講義		2	30	
		情報資源組織演習A	演習		1	30	
		情報資源組織演習B	演習		1	30	
		図書館基礎特論	講義		1	15	
		図書館サービス特論	講義		1	15	
		図書館情報資源特論	講義		1	15	
		図書・図書館史	講義		1	15	
	資格標準 格ビ・デ 科スアジ 目トーナ	デジタル・アーキビスト概論	講義		2	30	
		地域文化とデジタル・アーカイブ	講義・演習		2	30	
	キ 支 ヤ 援 リ ア	TOEIC対策	演習		1	30	
		韓国語検定対策	演習		1	30	
		中国語検定対策	演習		1	30	

卒業要件（合計124単位以上 *自由科目を除く）

- ・基礎教育科目33単位以上（含 必修7単位、選択必修26単位以上）
- ・専門教育科目66単位以上（必修4単位、選択必修62単位以上）
- ・卒業研究科目5単位必修

必修科目（合計16単位）

- ・基礎教育科目 6科目7単位
- ・専門教育科目 3科目4単位
- ・卒業研究科目 2科目5単位

選択必修（下記の要件を満たし、合計88単位以上）

- ・基礎教育科目（26単位以上）
 - 「基礎教養」より8単位以上
 - 「地域事情」より4単位以上
- ・中心科目（2単位以上）
 - 「人間関係プロジェクトA・B・C」より2単位以上
- ・専門基盤科目（22単位以上）
 - 「人間の理解」より8単位以上
 - 「関係の構築・調整」より4単位以上
 - 「協働力」より4単位以上
- ・専門発展科目（38単位以上）
 - 「グローカルコミュニケーション領域」「心理総合領域」「福祉マネジメント領域」のどれか1区分から20単位以上
 - 「実践領域」の「グローカルコミュニケーション実践」「心理総合実践」「福祉マネジメント実践」のどれか1区分から4単位以上

上記の必修・選択必修科目104単位に加え、基礎教育科目、専門教育科目から合わせて20単位以上、総計124単位以上を取得するこ

別表第2 小学校教諭一種免許状【子ども教育学科】

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	単位数		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	30	国語 I (書写を含む)	2		
			国語 II		2	
			社会 I	2		
			社会 II		2	
			算数 I	2		
			算数 II		2	
			理科 I	2		
			理科 II		2	
			生活 I	2		
			生活 II		2	
			音楽 I	1		
			音楽 II	1		
			図画工作	1		
			家庭 I	2		
			家庭 II		2	
教育の基礎的理 解に関する科目	・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	10	体育	1		
			英語	1		
			国語科教育法 A	1		
			国語科教育法 B	1		
			社会科教育法	2		
			算数科教育法 A	1		
			算数科教育法 B	1		
			理科教育法 A	1		
			理科教育法 B	1		
			生活科教育法	2		
			音楽科教育法	2		
			図画工作科教育法	2		
			家庭科教育法	2		
			体育科教育法	2		
			外国語(英語)教育法	2		
教育の基礎的理 解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	10	教育原理	2		
			教職概論	2		
			教育制度論	2		
			発達心理学	2		
			児童心理学	2		
			教育心理学	2		
			特別支援教育	1		
			教育課程論	2		

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	単位数		必修	選択	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法(2単位)	10	道徳の理論・指導法	2		
	・総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	・特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術	2		
	・生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			2		
教育実践に関する科目	・教育実習	5	小学校教育実習事前事後指導	1		
	・教職実践演習	2	小学校教育実習	4		
大学が独自に設定する科目		2	教職実践演習(小学校)	2		
			幼小連携総論		2	
			防災・安全教育		2	

別表第3 幼稚園教諭一種免許状【子ども教育学科】

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	単位数		必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・領域に関する専門的事項 ・保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) 	16	幼児と健康	1		
			幼児と人間関係	1		
			幼児と環境	1		
			幼児と言葉	1		
			幼児と身体表現	1		
			幼児と造形表現	1		
			幼児と音楽表現	1		
			保育内容（健康）の指導法A	1		
			保育内容（健康）の指導法B	1		
			保育内容（人間関係）の指導法A	1		
			保育内容（人間関係）の指導法B	1		
			保育内容（環境）の指導法A	1		
			保育内容（環境）の指導法B	1		
			保育内容（言葉）の指導法A	1		
			保育内容（言葉）の指導法B	1		
			保育内容（表現）の指導法A	1		
			保育内容（表現）の指導法B	1		
			保育内容総論	1		
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 	10	教育原理	2		
			教職概論	2		
			教育制度論	2		
			発達心理学	2		
			児童心理学	2		
			特別支援教育	1		
			教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 	4	保育指導法	2		
			教育の方法と技術	2		
			幼児理解の理論と方法	2		
			教育相談	2		
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習 	5	幼稚園教育実習指導I	1		
			幼稚園教育実習指導II	1		
			幼稚園教育実習I	2		
			幼稚園教育実習II	2		
	・教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		
大学が独自に設定する科目		14	英語		1	
			乳幼児心理学		2	
			防災・安全教育		2	
			幼小連携総論		2	

別表第4 保育士【子ども教育学科】

区分	系列	教科目	指定授業形態	指定単位数	教科目名	授業形態	単位数	時間数	備考
告示による教科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6単位以上	基礎ゼミⅠ	演習	1	30	外国語、体育以外の科目から6単位以上
					基礎ゼミⅡ	演習	1	30	
					応用ゼミⅠ	演習	1	30	
					応用ゼミⅡ	演習	1	30	
					コンピュータ基礎演習	演習	1	30	
					国語Ⅰ(書写を含む)	講義	2	30	
					言語表現の基礎	講義	2	30	
					生命と環境を考える	講義	2	30	
					社会教育を考える	講義	2	30	
					ぐらしと経済	講義	2	30	
告示別表第1による教科目	目保的育にの関本す質る・科目	外国語	演習	2単位以上	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	30	告示別表第1による教科目 52単位
					英語コミュニケーションⅡ	演習	1	30	
		体育	講義	1	スポーツサイエンスⅠ	講義・実技	1	30	
					スポーツサイエンスⅡ	講義・実技	1	30	
		理保解育にの関対する象の科目	講義	2	保育原理	講義	2	30	
					教育原理	講義	2	30	
			講義	2	児童家庭福祉	講義	2	30	
					社会福祉	講義	2	30	
			演習	1	相談援助	演習	1	30	
					社会的養護	講義	2	30	
			講義	2	保育者論	講義	2	30	
告示別表第1による教科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	2	保育の心理学	講義	2	30	告示別表第1による教科目 52単位
					保育の心理学Ⅱ	演習	1	30	
		子どもの保健Ⅰ	講義	4	子どもの保健ⅠA	講義	2	30	
					子どもの保健ⅠB	講義	2	30	
		子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1	30	
					子どもの食と栄養	演習	1	30	
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	30	
					子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	30	
		家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2	30	
					保育課程論	講義	2	30	
		保育内容総論	演習	1	保育内容研究Ⅰ	演習	1	30	
					保育内容研究Ⅱ	演習	1	30	
		保育内容演習	演習	5	保育内容研究(健康Ⅰ)	演習	1	30	
					保育内容研究(人間関係Ⅰ)	演習	1	30	
					保育内容研究(環境Ⅰ)	演習	1	30	
					保育内容研究(言葉Ⅰ)	演習	1	30	
					保育内容研究(表現Ⅰ)	演習	1	30	
		乳児保育	演習	2	乳児保育Ⅰ	演習	1	30	
					乳児保育Ⅱ	演習	1	30	
		障害児保育	演習	2	障害児保育Ⅰ	演習	1	30	
					障害児保育Ⅱ	演習	1	30	
		社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容Ⅰ	演習	1	30	
					保育相談支援	演習	1	30	
保育の表現技術	保育の表現技術	演習	4		音楽Ⅰ	演習	1	30	
					音楽Ⅱ	演習	1	30	
					図画工作Ⅰ	演習	1	30	
					体育Ⅰ	演習	1	30	
	保育実習	実習	4		保育実習ⅠA	実習	2	90	
					保育実習ⅠB	実習	2	90	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2		保育実習指導ⅠA	演習	1	30	
					保育実習指導ⅠB	演習	1	30	
	演習合	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2	30	

告示別表第2による教科目	保育の本質・目的に関する科目		15単位以上	社会的養護Ⅱ	講義	2	30	6単位以上	
	保育の対象の理解に関する科目			乳幼児心理学	講義	2	30		
				児童心理学	講義	2	30		
				児童文化論	講義	2	30		
				社会的養護内容Ⅱ	演習	1	30		
	保育の内容・方法に関する科目			保育内容研究（健康Ⅱ）	演習	1	30		
				保育内容研究（人間関係Ⅱ）	演習	1	30		
				保育内容研究（環境Ⅱ）	演習	1	30		
				保育内容研究（言葉Ⅱ）	演習	1	30		
				保育内容研究（表現Ⅱ）	演習	1	30		
	保育の表現技術			音楽Ⅲ	演習	1	30		
				図画工作Ⅱ	演習	1	30		
				体育Ⅱ	演習	1	30		
	保育実習	実習	2	保育実習Ⅱ A	実習	2	90	どちらか一方を選択	
		実習	2	保育実習Ⅱ B	実習	2	90		
		演習	1	保育実習指導Ⅱ A	演習	1	30	どちらか一方を選択	
		演習	1	保育実習指導Ⅱ B	演習	1	30		

別表第5-1認定心理士(心理調査)【人間関係学科 心理総合コース】

1)認定心理士

区分	単位数	領域	開講科目名	単位数	時間	基本	副次	認定基準
基礎科目	14単位	a 心理学概論	心理学概論A	2	30	○		4単位
			心理学概論B	2	30	○		
		b 心理学研究法	心理調査概論	2	30	○		心理調査概論、心理学統計法を含めた6単位以上
			心理学統計法	2	30	○		
			心理学研究法	2	30	○		
			心理測定法	2	30	○		
			心理的アセスメント	2	30	○		
		c 心理学実験実習	心理学基礎実験	1	45	○		4単位
			心理学実験A	1	45	○		
			心理学実験B	1	45	○		
			心理検査法実習	1	45	○		
選択科目	16単位	d 知覚心理学・学習心理学	知覚心理学	2	30	○		※子ども教育学科授業科目を履修 5領域中3領域以上で、それぞれが4単位以上、5領域計16単位以上
			学習心理学	2	30	○		
		e 生理心理学・比較心理学	生理心理学	2	30	○		
			神経心理学	2	30	○		
		f 教育心理学・発達心理学	教育心理学	2	30	○		
			発達心理学	2	30	○		
			乳幼児心理学 ※	2	30	○		
			児童心理学 ※	2	30	○		
		g 臨床心理学・人格心理学	臨床心理学	2	30	○		
			人格心理学	2	30	○		
			健康・医療心理学	2	30	○		
			福祉心理学	2	30	○		
			障害者・障害児心理学	2	30	○		
			教育相談	2	30	○		
			臨床心理学演習	1	30	○		
		h 社会心理学・産業心理学	現代社会心理	2	30	○		
			社会・集団心理学	2	30	○		
			対人関係論	2	30	○		
			対人行動論	2	30	○		
			対人認知論	2	30	○		
			家族心理学	2	30	○		
			産業・組織心理学	2	30	○		
その他	8単位	i 心理学関連科目	関係構築の心理、キャリア発達の心理学、a~h領域科目					8単位以上
								総計 38単位以上

2)心理調査関係科目

	領域	開講科目	単位数	時間	基本	副次	認定基準
1概論	心理調査概論・心理調査法	心理調査概論	2	30	○		2単位
2統計	心理学統計	心理学統計法	2	30	○		2単位
3実践	発展／展開研究(実習)	卒業研究	4	120	○		7単位
		心理演習	2	60	○		
		課題研究	1	30	○		

※ 認定心理士(心理調査)は、認定心理士の要件を満たした上で上記科目を修得した場合のみ取得可能

別表第5－2 認定心理士【人間関係学科】

区分	単位数	領域	開講科目名	単位数	時間	基本	副次	認定基準
基礎科目	12単位	a 心理学概論	心理学概論A	2	30	○		4単位
			心理学概論B	2	30	○		
		b 心理学研究法	心理学研究法	2	30	○		4単位以上
			心理測定法	2	30	○		
			心理的アセスメント	2	30	○		
			心理学統計法	2	30	○		
			心理学基礎実験	1	45	○		4単位
		c 心理学実験実習	心理学実験A	1	45	○		
			心理学実験B	1	45	○		
			心理検査法実習	1	45	○		
選択科目	16単位	d 知覚心理学・学習心理学	知覚心理学	2	30	○		※子ども教育学科授業科目を履修
			学習心理学	2	30	○		
		e 生理心理学・比較心理学	生理心理学	2	30	○		
			神経心理学	2	30	○		
		f 教育心理学・発達心理学	教育心理学	2	30	○		
			発達心理学	2	30	○		
			乳幼児心理学 ※	2	30	○		
			児童心理学 ※	2	30	○		
			臨床心理学	2	30	○		
		g 臨床心理学・人格心理学	人格心理学	2	30	○		5領域中3領域以上で、それぞれが4単位以上、5領域計16単位以上
			健康・医療心理学	2	30	○		
			福祉心理学	2	30	○		
			障害者・障害児心理学	2	30	○		
			教育相談	2	30	○		
			臨床心理学演習	1	30	○		
			現代社会心理	2	30	○		
その他	8単位	h 社会心理学・産業心理学	社会・集団心理学	2	30	○		
			対人関係論	2	30	○		
			対人行動論	2	30	○		
			対人認知論	2	30	○		
			家族心理学	2	30	○		
			産業・組織心理学	2	30	○		
			社会心理学調査実習	1	45	○		
			i 心理学関連科目、卒業論文・卒業研究	関係構築の心理、キャリア発達の心理学、a～h領域科目				8単位以上
								総計 36単位以上

別表第6 学校図書館司書教諭【子ども教育学科】

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
学校経営と学校図書館	2		
学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	2		

別表第7 社会福祉士国家試験受験資格 【人間関係学科 福祉マネジメントコース】

指定科目等の名称	単位数	時間数	開講科目的名称	単位数	時間数	履修学年
医学概論	2	30	医学概論	2	30	2・3年後期
心理学と心理的支援	2	30	心理学概論A	2	30	1年前期
社会学と社会システム	2	30	社会学と社会システム	2	30	1年前期
社会福祉の原理と政策	4	60	社会福祉概論 I	2	30	1・2年前期
			社会福祉概論 II	2	30	2・3年前期
社会福祉調査の基礎	2	30	社会福祉調査の基礎	2	30	2・3年前期
ソーシャルワークの基盤と専門職	4	60	ソーシャルワークの基盤と専門職 I	2	30	2年前期
			ソーシャルワークの基盤と専門職 II	2	30	2年後期
ソーシャルワークの理論と方法	8	120	ソーシャルワークの理論と方法 I	2	30	2・3年前期
			ソーシャルワークの理論と方法 II	2	30	2・3年後期
			ソーシャルワークの理論と方法 III	2	30	3・4年前期
			ソーシャルワークの理論と方法 IV	2	30	3年後期
地域福祉と包括的支援体制	4	60	地域福祉論 I	2	30	1・2年前期
			地域福祉論 II	2	30	2～4年前期
福祉サービスの組織と経営	2	30	社会福祉施設運営論	2	30	2・3年後期
社会保障	4	60	社会保障論 I	2	30	3年後期
			社会保障論 II	2	30	4年前期
高齢者福祉	2	30	高齢者福祉論	2	30	2・3年前期
障害者福祉	2	30	障がい者福祉論	2	30	1・2年後期
児童・家庭福祉	2	30	児童福祉論	2	30	1・2年後期
貧困に対する支援	2	30	公的扶助論	2	30	2～4年前期
保健医療と福祉	2	30	保健医療と福祉	2	30	2・3年後期
権利擁護を支える法制度	2	30	権利擁護と成年後見制度	2	30	3・4年前期
刑事司法と福祉	2	30	刑事司法と福祉	2	30	2・3年前期
ソーシャルワーク演習	10	150	ソーシャルワーク演習 I	2	30	2年前期
			ソーシャルワーク演習 II	2	30	2年後期
			ソーシャルワーク演習 III	2	30	3年前期
			ソーシャルワーク演習 IV	2	30	3年後期
			ソーシャルワーク演習 V	2	30	4年前期
ソーシャルワーク実習指導	3	90	ソーシャルワーク実習指導 I	1	30	3年前期
			ソーシャルワーク実習指導 II	1	30	3年後期
			ソーシャルワーク実習指導 III	1	30	4年前期
ソーシャルワーク実習	6	240	ソーシャルワーク実習 I	2	90	3年前期
			ソーシャルワーク実習 II	4	180	3年後期
合 計	67	1200	合 計	67	1230	

別表第8 司書【人間関係学科】

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
生涯学習概論	2		
図書館概論	2		
図書館制度・経営論	2		
図書館情報技術論	2		
図書館サービス概論	2		
情報サービス論	2		
児童サービス論	2		
情報サービス演習A	1		
情報サービス演習B	1		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習A	1		
情報資源組織演習B	1		
図書館基礎特論		1	
図書館サービス特論		1	
図書館情報資源特論		1	
図書・図書館史		1	

4科目より2科目
2単位以上修得

別表第9 準デジタル・アーキビスト【人間関係学科】

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
デジタル・アーキビスト概論	2		
情報倫理		2	
地域文化とデジタル・アーカイブ		2	

選択2単位以上、合計4単位以上取得した上で、日本デジタル・アーキビスト資格認定機構の認定試験を受験する。

別表第10 入学検定料、入学金および学納金等

1. 入学検定料

30,000円

ただし、大学入試センター試験を利用した場合 15,000円

2. 入学金

280,000円

納付期限は、合格発表の日から本学の指定する入学手続完了日時までとする。

3. 学納金

(1) 授業料等

項目	子ども教育学科		人間関係学科	
	前期	後期	前期	後期
授業料	350,000円	350,000円	350,000円	350,000円
教育充実費	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円
施設拡充費	62,500円	62,500円	62,500円	62,500円
実験実習費	25,000円	25,000円	7,500円	7,500円
合計	508,500円	508,500円	491,000円	491,000円

※入学年度の学納金額は卒業年度まで据え置きとする。

(2) 授業料等の納付期限

前期分	4月1日～4月20日まで
後期分	10月1日～10月20日まで

(3) 卒業延期者の納付金

項目	在籍料
前期（半年）	30,000円
後期（半年）	30,000円

※学則第39条2に該当する学生に適用する。

4. 納入期限に関わらず、再入学・転入学・編入学の場合の入学金及び学納金、復学・転学科の場合の学納金の納付期限は、本学が別に指定する手続完了日時までとする。

別表第11-1 留学生別科

区分	科 目 名	単位数		備 考
		必修	選択	
基礎日本語	日本語総合Ⅰ	20		
	日本語総合Ⅱ	20		
	基礎表記	1		
	基礎読解	1		
	基礎聴解	1		
	コミュニケーション	1		
応用日本語	対策読解		1	
	対策聴読解		1	
	対策聴解		1	
	対策記述		1	
	応用表記		1	
	応用読解		1	
	応用聴解		1	
	応用文法		1	
	音楽で学ぶ日本語		1	
	演劇で学ぶ日本語	1		
	スポーツサイエンス		1	
	日本事情	1		

別表第11-2

種 别	金 額	納 入 期 日	備 考
検 定 料	30,000円	入学者選抜出願時	
入 学 金	60,000円	指定の期日	入学時のみ
授 業 料	500,000円	指定の期日	前後期分納可

(1) 学則変更の事由

東北文教大学人間科学部人間関係学科の設置に伴う条文の追加と修正を行う。変更点は「(2) 新旧対照表」のとおりである。

(2) 東北文教大学学則 新旧対照表 (案)

新 学 則	旧 学 則
<p>(学部等)</p> <p>第4条 本学において設置する学部および学科ならびにその学生定員は、次のとおりとする。</p> <p>人間科学部 子ども教育学科 <u>入学定員 70人</u> 3年次<u>編入学定員5人</u> 収容定員<u>290人</u></p> <p>人間関係学科 <u>入学定員60人</u> 3年次<u>編入学定員5人</u> 収容定員<u>250人</u></p>	<p>(学部等)</p> <p>第4条 本学において設置する学部および学科ならびにその学生定員は、次のとおりとする。</p> <p>人間科学部 子ども教育学科 <u>入学定員 90人</u> 3年次<u>編入学定員5人</u> 収容定員<u>370人</u></p>
<p>第7章 入学、再入学、編入学および転入学、 <u>転学科</u></p> <p>(入学の時期)</p> <p>第17条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし再入学、編入学および転入学、<u>転学科</u>の場合は、学期の始めとすることがある。</p>	<p>第7章 入学、再入学、編入学および転入学</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第17条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし再入学、編入学および転入学の場合には、学期の始めとすることがある。</p>
<p>(再入学)</p> <p>第23条 願いにより本学を退学した者または<u>第47条</u>の規定により除籍された者が、退学または除籍後5年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。</p> <p>2～3省略</p> <p>(編入学および転入学)</p> <p>第24条 省略</p> <p><u>(転学科)</u></p> <p><u>第25条 転学科を希望する者については、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。</u></p> <p><u>2 前項により転学科を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学</u></p>	<p>(再入学)</p> <p>第23条 願いにより本学を退学した者または<u>第46条</u>の規定により除籍された者が、退学または除籍後5年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。</p> <p>2～3省略</p> <p>(編入学および転入学)</p> <p>第24条 省略</p>

<p><u>すべき年数については、別に定める。</u></p> <p><u>3 転学科に関する必要な手続きは、別に定める。</u></p> <p>(授業科目およびその単位数) <u>第26条</u></p> <p>(授業の期間) <u>第27条</u></p> <p>(履修の方法) <u>第28条</u></p> <p>(履修すべき科目的登録) <u>第29条</u></p> <p>(単位の認定) <u>第30条</u></p> <p>(他の大学等または短期大学における授業科目 の履修等) <u>第31条</u></p> <p>(大学以外の教育施設における学修) <u>第32条</u></p> <p>(入学前における既修得単位の認定)</p> <p><u>第33条</u></p> <p>2省略</p> <p>3 前2項の単位数は、編入学または転入学、 転学科の場合を除き、本学において修得した 単位数以外のものについては、<u>第31条第1項</u>および<u>第2項</u>ならびに前条第1項により修 得したものとみなす単位数を合わせて60単 位を超えないものとする。</p> <p>(試験) <u>第34条</u></p> <p>(学習の評価) <u>第35条</u></p> <p>(単位の計算方法) <u>第36条</u></p> <p>(単位の授与) <u>第37条</u></p> <p>(卒業の要件) <u>第38条</u></p> <p>(卒業) <u>第39条</u></p> <p>(学位の授与)</p> <p><u>第40条</u> 前条により卒業した者には、教授会の 審議を経て、<u>次の区分に従い、学長が学位を授 与する。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">学 科</th><th style="text-align: center; width: 50%;">学 位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子ども教育学科</td><td style="text-align: center;">学士(教育学)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">人間関係学科</td><td style="text-align: center;">学士(人間関係学)</td></tr> </tbody> </table> <p>(資格の取得)</p> <p><u>第41条</u> 本学において取得することができる 資格および免許状の種類は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">学科名</th><th style="text-align: center; width: 50%;">資格及び免許状の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子ども教育学科</td><td style="text-align: center;">小学校教諭一種免許状、 幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、認定 心理士、社会福祉主任用資格、知的障害 者福祉司任用資格、学校図書館司書教諭</td></tr> </tbody> </table>	学 科	学 位	子ども教育学科	学士(教育学)	人間関係学科	学士(人間関係学)	学科名	資格及び免許状の種類	子ども教育学科	小学校教諭一種免許状、 幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、認定 心理士、社会福祉主任用資格、知的障害 者福祉司任用資格、学校図書館司書教諭	<p>(授業科目およびその単位数) <u>第25条</u></p> <p>(授業の期間) <u>第26条</u></p> <p>(履修の方法) <u>第27条</u></p> <p>(履修すべき科目的登録) <u>第28条</u></p> <p>(単位の認定) <u>第29条</u></p> <p>(他の大学等または短期大学における授業科目 の履修等) <u>第30条</u></p> <p>(大学以外の教育施設における学修) <u>第31条</u></p> <p>(入学前における既修得単位の認定)</p> <p><u>第32条</u></p> <p>2省略</p> <p>3 前2項の単位数は、編入学または転入学の 場合を除き、本学において修得した単位数以 外のものについては、<u>第30条第1項</u>および 第2項ならびに前条第1項により修得したも のとみなす単位数を合わせて60単位を超 えないものとする。</p> <p>(試験) <u>第33条</u></p> <p>(学習の評価) <u>第34条</u></p> <p>(単位の計算方法) <u>第35条</u></p> <p>(単位の授与) <u>第36条</u></p> <p>(卒業の要件) <u>第37条</u></p> <p>(卒業) <u>第38条</u></p> <p>(学位の授与)</p> <p><u>第39条</u> 前条により卒業した者には、教授会の 審議を経て、<u>学長が学士(教育学)の学位を授 与する。</u></p> <p>(資格の取得)</p> <p><u>第40条</u> 本学において取得することができる 資格および免許状の種類は次のとおりとする。</p> <p>子ども教育学科 小学校教諭一種免許状、 幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、認定 心理士、社会福祉主任用資格、知的障害 者福祉司任用資格、学校図書館司書教諭</p>
学 科	学 位										
子ども教育学科	学士(教育学)										
人間関係学科	学士(人間関係学)										
学科名	資格及び免許状の種類										
子ども教育学科	小学校教諭一種免許状、 幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、認定 心理士、社会福祉主任用資格、知的障害 者福祉司任用資格、学校図書館司書教諭										

<p>事任用資格、知的障害者 福祉司任用資格、学校図 書館司書教諭</p> <p><u>人間関係学科</u> <u>社会福祉士国家試験受験</u> <u>資格、認定心理士(心理調</u> <u>査)、認定心理士、司書、準</u> <u>デジタル・アーキビスト、</u> <u>社会福祉主事任用資格、身</u> <u>体障害者福祉司任用資格、</u> <u>知的障害者福祉司任用資</u> <u>格</u></p> <p>2～3省略</p> <p>4 保育士の資格を取得しようとする者は、児童</p> <p>福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。</p> <p>(授業科目名・単位数は別表4)</p> <p>5 <u>日本心理学会認定心理士（心理調査）及び認定心理士の資格を得ようとする者は、社団法人日本心理学会が定める科目及び単位を履修しなければならない。</u></p> <p>(授業科目名・単位数は別表第5-1、別表第5-2)</p> <p>6 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、<u>学則第38条の卒業要件を充足し、社会福祉法第19条第1項第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。</u></p> <p>7 知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、<u>学則第38条の卒業要件を充足し、知的障害者福祉法第14条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。</u></p>	<p>2～3省略</p> <p>4 保育士の資格を取得しようとする者は、児童</p> <p>福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法<u>(平成13年厚生労働省告示第198号)</u>の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。</p> <p>(授業科目名・単位数は別表4)</p> <p>5 <u>日本心理学会認定心理士の資格を得ようとする者は、社団法人日本心理学会が定める科目及び単位を履修しなければならない。</u></p> <p>(授業科目名・単位数は別表第5)</p> <p>6 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、<u>学則第37条の卒業要件を充足し、社会福祉法第19条第1項第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位 (平成12年3月31日厚生省告示第153号、社会福祉主事の資格に関する科目指定) を修得しなければならない。</u></p> <p>7 知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、<u>学則第37条の卒業要件を充足し、知的障害者福祉法第14条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修科目および単位 (平成12年3月31日厚生省告示第153号) を修得しなければならない。</u></p>
---	--

<p><u>8 学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、別表第2に定められた小学校教諭一種免許状取得のために必要な単位を修得するとともに、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第6)</u></p> <p><u>9 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉に関する科目を定める省令に定められた指定科目等及び単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第7)</u></p> <p><u>10 司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第8)</u></p> <p><u>11 準デジタル・アーカイブストの資格を取得しようとする者は、日本デジタル・アーカイブスト、資格認定機構の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第9)</u></p> <p><u>12 身体障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第38条の卒業要件を充足し、身体障害者福祉法第12条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。</u></p> <p>(休 学) <u>第42条</u> (復 学) <u>第43条</u> (転 学) <u>第44条</u> (留 学) <u>第45条</u> (退 学) <u>第46条</u> (除 籍)</p> <p><u>第47条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。</u></p> <p>(1) 第16条に定める在学年限を超えた者 (2) 第<u>42</u>条第5号に定める休学期間を超えてなお修学できない者 (3) (4) 省略</p>	<p><u>8 学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、別表第2に定められた小学校教諭一種免許状取得のために必要な単位を修得するとともに、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第6)</u></p> <p><u>9 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉に関する科目を定める省令に定められた指定科目等及び単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第7)</u></p> <p><u>10 司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第8)</u></p> <p><u>11 準デジタル・アーカイブストの資格を取得しようとする者は、日本デジタル・アーカイブスト、資格認定機構の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>(授業科目名・単位数は別表第9)</u></p> <p><u>12 身体障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第38条の卒業要件を充足し、身体障害者福祉法第12条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。</u></p> <p>(休 学) <u>第41条</u> (復 学) <u>第42条</u> (転 学) <u>第43条</u> (留 学) <u>第44条</u> (退 学) <u>第45条</u> (除 籍)</p> <p><u>第46条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。</u></p> <p>(1) 第16条に定める在学年限を超えた者 (2) 第<u>41</u>条第5号に定める休学期間を超えてなお修学できない者 (3) (4) 省略</p>
--	--

<p>(表 彰) <u>第48条</u> (懲 戒) <u>第49条</u> (健康管理) <u>第50条</u></p> <p>第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講生、社会人学生および外国人留学生</p> <p>(研究生) <u>第51条</u></p> <p>削除</p> <p>(科目等履修生) <u>第52条</u></p>	<p>(表 彰) <u>第47条</u> (懲 戒) <u>第48条</u> (健康管理) <u>第49条</u></p> <p>第12章 研究生、科目等履修生、<u>長期履修学生</u>、 特別聴講生、社会人学生および外国人留学生</p> <p>(研究生) <u>第50条</u> (科目等履修生) <u>第51条</u> <u>(長期履修学生)</u></p> <p><u>第52条 第15条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が長期履修学生として入学を許可することがある。</u></p> <p><u>2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。</u></p>
<p>(入学検定料、入学金および学納金等) 第56条 入学検定料、入学金および学納金等の額は、<u>別表第10</u>のとおりとする。</p>	<p>(入学検定料、入学金および学納金等) 第56条 入学検定料、入学金および学納金等の額は、<u>別表第6</u>のとおりとする。</p>
<p><u>第15章 別 科</u></p> <p><u>(別 科)</u></p> <p>第62条 本学に別科を置く。別科は、東北文教大学人間科学部留学生別科と称する。</p> <p>2 別科の入学定員は、25名とし、修業年限を1年とする。</p> <p>3 別科は、大学等に入学を希望する外国人に対し、大学教育等を受けるに必要な日本語を教育し、あわせて必要な教科等の教育を行うことを目的とする。</p> <p>4 別科の授業科目は、別表第11-1に定めるところにより、50単位以上修得しなければならない。</p> <p>5 別科の検定料、入学金及び学納金については、別表第11-2のとおりとする。</p> <p>6 別科に関する規程は別に定める。</p>	

7 別科に関し、前項の規定に定めのない事項については、別科の趣旨に反しない限り、この学則の規定を準用する。

第16章 改 正

(改 正)

第63条 本学則の改正は、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得る。

第15章 改 正

(改 正)

第62条 本学則の改正は、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得る。

附 則

この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

なお、この学則は、令和3年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

東北文教大学教授会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北文教大学学則第11条の規定にもとづき、東北文教大学の教授会（以下「教授会」という。）の組織および運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育および研究に関する事項
- (4) 学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事項
- (5) 教員の選考に関する事項
- (6) 学生の単位の認定および学業評価に関する事項
- (7) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項

(開催)

第3条 教授会は、定例会および臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回とする。
- 3 臨時会は、学長が必要と認めたとき、または構成員の三分の1以上の要求があつたときに開催する。

(召集手続き)

第4条 教授会を招集するためには、議案、日時および場所を定め、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

(議案の提出)

第5条 教授会への議案の提出は、学長が行う。

(委員会の設置)

第6条 教授会は、必要に応じ、委員会等を置くことができる。

- 2 教授会が必要と認めたときは、前項の規定する委員会等に助手その他職員を加えることができる。

(事務処理)

第7条 教授会の事務は、事務局総務課において処理する。

(議事録)

第8条 教授会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 総務課長は、教授会に出席し、前項の議事録を作成し、次回の教授会において確認を得るものとする。
- 3 議事録の保管は、事務長とする。
- 4 議事録を作成するときに、録音機をもちいて作成する場合がある。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事および運営に関し必要な事項は、教授会の審議を経て学長が定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、教授会において構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を得て学長が行う。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。